

令和5年9月29日

一般社団法人広島県医師会会長 様
一般社団法人広島県病院協会会長 様

広島県健康福祉局長
〒730-8511 広島市中区基町 10-52
新型コロナウイルス感染症対策担当

新型コロナウイルス感染症の令和5年10月以降の医療提供体制の
移行等について（依頼）

本県の保健医療行政及び感染症対策の推進につきましては、日頃から格別の御支援、御協力をいただき、厚くお礼を申し上げます。

さて、新型コロナウイルス感染症につきましては、令和5年5月8日から感染症法上の位置づけが5類感染症に変更され、医療提供体制は、入院措置を原則とした行政の関与を前提とした限られた医療機関による特別な対応から、幅広い医療機関による通常の対応に移行していくこととされました。本県においては、令和5年9月末までを対象期間とする「移行計画」を策定し、その移行を進めてきました。

今般、令和5年9月15日付け厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策本部事務連絡「新型コロナウイルス感染症の令和5年10月以降の医療提供体制の移行及び公費支援の具体的内容について」により、冬の感染拡大に対応しつつ、通常医療との両立を更に強化することで通常医療提供体制への段階的な移行を進めるため、本年10月から来年3月までを引き続き「移行期間」とするとともに、本年10月以降の取扱いが示されました。

これを受けて、本県における対応を次のとおりとしました。

については、今後の医療体制等の対応について、引き続き格別の御理解、御協力をいただきますとともに、貴会会員へ周知をお願いいたします。

1 新型コロナウイルス感染症の令和5年10月以降の主な施策の変更点等について（別紙1）
各医療機関への依頼事項について整理していますので、御参照ください。

2 令和5年10月以降の確保病床等の考え方について（別紙2）
確保病床について、対象が重点化されます。確保病床に限らない入院受入れへの御協力をお願いいたします。

担当 医療体制確保担当
電話 082-513-2844（ダイヤルイン）
（担当者 上田）

県担当窓口

担当業務	担当グループ	電話番号（直通）
・ 全般 ・ 病床確保料 ・ 設備整備補助金	企画グループ	082-513-2846
・ 高齢者施設の従事者の頻回検査 ・ 受診案内・相談ダイヤル ・ 外来医療費の公費負担	感染拡大防止グループ	082-513-3043
・ 定点把握 ・ 感染症医療支援チーム	感染症管理グループ	082-513-3068
・ 外来医療体制（外来対応医療機関） ・ 療養者相談ダイヤル ・ 入院医療費の公費負担 ・ 新型コロナワクチン接種	感染症対策グループ	082-513-3079
・ 入院医療体制（確保病床） ・ 高齢者施設の医療提供体制（往診可能医療機関）	医療体制確保担当	082-513-2844
・ 令和5年10月以降のG-MISにおける報告 ・ 入院調整の相談・助言体制	調査・調整担当	082-513-2844
・ 医療資材の供給	薬務課製薬振興グループ	082-513-3223

別添資料

- ・ 参考資料 令和5年9月15日付け厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策本部事務連絡「新型コロナウイルス感染症の令和5年10月以降の医療提供体制の移行及び公費支援の具体的内容について」